

# ごみの処理方法

ごみの処理は、許可業者に委託するか、事業者自ら市の処理施設に搬入してください。

## 処理方法1 許可業者に処理を委託する

### ① 事業ごみ（事業系一般廃棄物）全般を取り扱う許可業者一覧

侑豊栄	TEL 385-1567
江別清掃(株)	TEL 383-3261
江別ビル管理(株)	TEL 384-2047
道央衛生(株)	TEL 383-9080
(株)北海道理水	TEL 382-2081
(株)ニッタイ	TEL 385-6881
(株)石川組	TEL 382-4367
八光運輸(株)	TEL 385-3121



### ② 取り扱う事業ごみ（事業系一般廃棄物）が限定されている許可業者

角山開発(株) TEL 385-2669

取扱い品目	樹木類（抜根・伐採木・剪定木・流木など）、木くず、草、刈り草、すき取り物、がれき類、動物の死体、動植物性残さ
-------	--

(株)北翔 TEL 384-6955

取扱い品目	タイヤ、バッテリー、廃油、クーラント、エレメント、車両に関する不要部品
-------	-------------------------------------

#### 【参考】

産業廃棄物は、産業廃棄物収集運搬業許可業者と契約することになります。上記の業者（株北翔を除く。）は、産業廃棄物収集運搬業の許可も受けていますので、事業系一般廃棄物とは別の契約により、処理委託することができます。詳しくは、各業者へお尋ねください。

## 処理方法2 事業者自ら市の処理施設（環境クリーンセンター）に搬入する

市の施設に搬入するときは、事前に市の搬入許可を受けなければなりません。

### [ 申請からごみ搬入までの手順 ]

#### ① 事前に「事業系廃棄物搬入申請書」を市へ提出します。

- 問い合わせ先・提出先

江別市 生活環境部 環境室 廃棄物対策課 (TEL 383-4211)  
〒067-0051 江別市工業町14番地の3

- 市ホームページ「ごみとリサイクル」からダウンロードできます。

#### ② 申請内容の審査後、数日後に許可書が交付されます。

- 即日交付はできませんので、期間に余裕をもって申請願います。

#### ③ 許可書を持って、環境クリーンセンターへごみを搬入します。

- 処理手数料（150円/10kg※令和3年現在）を現金で支払います。

**申請書**

**許可書**

## ✖ ご注意ください!

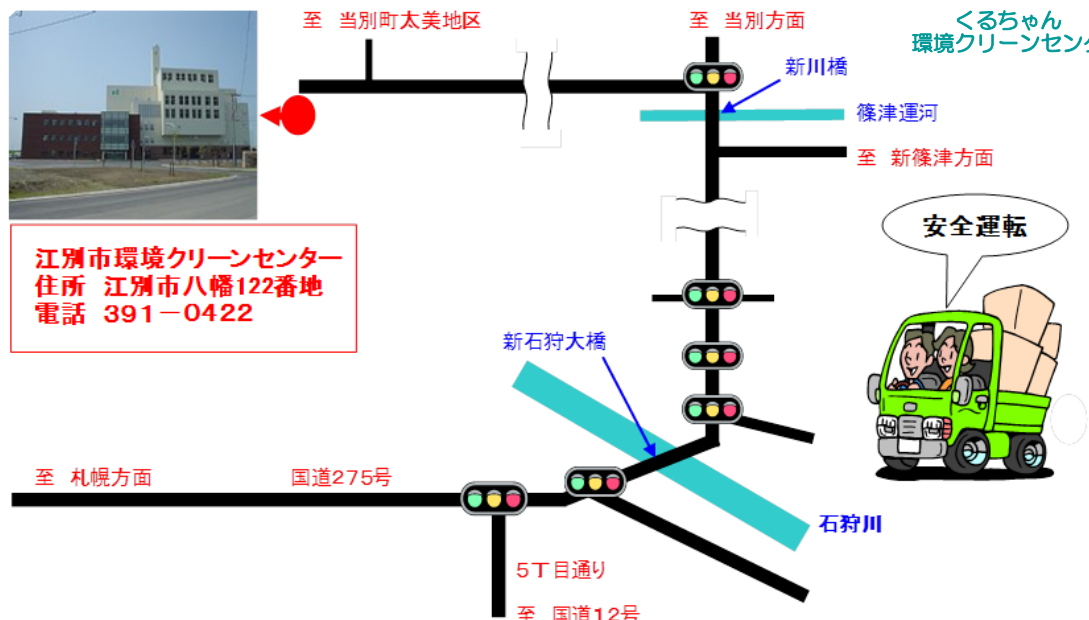
- 市内から出た自社のごみに限ります。他社・市外のごみは搬入できません。
- 事業系一般廃棄物に限ります。産業廃棄物は搬入できません。

「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分別し、許可書を持って持ち込みしてください。

- 受入日 1月1日から3日までと定期整備日（年1～2日）を除く毎日
- 受入時間 午前9時～12時、午後1時～5時



くるちゃん りんちゃん  
環境クリーンセンターキャラクター



## ● 事業ごみのQ & A

Q 事業活動とは？

A 事業活動には事務所、店舗、工場などの営利を目的とするものばかりでなく、病院、学校などの公共サービスを行っている事業活動も含まれます。また、法人・個人経営、事業規模の大小、ごみの排出量に関係ありません。

Q 事業ごみ（事業系一般廃棄物）はどのように処理すればいいの？

A 事業ごみ（事業系一般廃棄物）は量や内容に関わらず事業活動に伴い排出されたごみをいいます。事業ごみを家庭ごみステーションに出すことはできません。市が許可している江別市一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託するか、市の処理施設に事業者自ら直接搬入してください。

Q 同じ事業所から出る「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」との違いは？

A 事業者の責任で処理しなければならないのは「事業系一般廃棄物」も「産業廃棄物」も同じですが、その違いを簡単に言うと、「産業廃棄物」は製紙業から出る紙くずや食品製造業から出る食品残渣など、その事業生産活動自体に伴って出るごみで、江別市の処理施設では処理していません。一方「事業系一般廃棄物」は事務室のごみなど、主に従業員が職場にいることに伴って出るごみで、「産業廃棄物」以外のごみです。詳しくは2ページをご覧ください。

Q ごみ処理手数料には、収集運搬料も含まれるの？

A ごみ処理手数料とは、市の処理施設でごみを処理する料金のことです。ごみ処理を委託する場合の許可業者に支払う料金は、ごみ処理手数料のほかに、収集運搬の費用や営業利益が含まれています。なお、資源物の分別を徹底することでごみ量が減り、また、委託する許可業者によっては資源物について料金を安くするところもあります。

Q ごみ減量とリサイクルに取り組むとどんなメリットがあるの？

A 事業所におけるごみ減量とリサイクルの推進は、環境負荷の低減など循環型社会形成を進めるための企業の使命です。また、事業所にとっても処理費用の負担軽減が図られ、さらに企業イメージや従業員のコスト意識の向上にもつながります。